

【現業職】 保育園調理士Ⅱ（会計年度任用職員） 募集要項

項 目	内 容
1 職名	保育園調理士Ⅱ（会計年度任用職員）
2 募集人数	若干名
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号
4 任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	市立保育園のいずれか ※ 年度の途中を含め勤務職場が変更になる場合があります。
6 職務内容	保育園の給食調理等に関する業務
7 応募資格 ・受験区分	共通 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと
	特別 選考 A 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として給食調理業務に従事した経験が通算5年以上ある方
	B 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として給食調理業務としての勤務経験が通算10年以上ある方
	C 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として給食調理業務としての勤務経験が通算15年以上ある方
8 求められる資格・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師免許を有していること。 ・保育園調理士としての技術や経験があり、迅速かつ丁寧に業務を遂行することができること。 ・心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
9 勤務時間	週38時間45分勤務（週5日勤務） ・月曜日から金曜日：8時30分から17時00分まで ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
10 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
11 休憩時間	45分
12 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。 （※有給休暇と無給休暇があります。）

	受験区分	応募資格	給与額 (月額は地域手当を含む)
13 給料等	一般選考	本市会計年度任用職員としての経験※が通算5年未満	月額 208,926円
	特別選考(A)	本市会計年度任用職員として給食調理業務に従事した経験※が通算5年以上	月額 214,650円
	特別選考(B)	本市会計年度任用職員として給食調理業務に従事した経験※が通算10年以上	月額 218,996円
	特別選考(C)	本市会計年度任用職員として給食調理業務に従事した経験※が通算15年以上	月額 223,236円
	※令和2年3月31日に臨時的任用職員として任用されていた者のうち、令和2年4月1日に、1年間の任期を定めて引き続き同様の職務に従事する会計年度任用職員として任用される者の特例として、令和2年3月31日における賃金加算回数を本市会計年度任用職員としての経験年数に換算します。 ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給		
14 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（又は市町村職員退職手当条例適用） 有 ※ 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。		
15 応募方法等	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書、資格証（コピー） (2) 申込期限 随時募集 ※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時00分まで		
16 選考方法	・書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。		
17 問い合わせ	草加市役所子ども未来部保育課 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話：048-922-1491		

※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。